

第 1 問 答案用紙<1>

(監 査 論)

	受験番号シール貼付欄
1 2	

問題 1

資本市場の国際化，企業の大規模化や取引活動の複雑化，会計処理の技術的進展，会計基準の高度の専門化などを背景として，監査人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠の入手に当たり，より効果的かつ効率的に監査を実施するために他の監査人等を利用する機会が多くなっていると考えられる。しかし，この場合においても，意見表明に対する責任は監査人が負うものであり，監査人には，監査の質的水準の確保に努めるべき責任がある。そこで，他の監査人等を利用する場合に求められる基本的な対応を明らかにすることで，監査の質的水準を担保するとともに監査人の責任を明確化するために，監査基準の実施基準において，「他の監査人等の利用」という項目が設けられている。

問題 2

問 1

本問の事項を勘案することには，他の監査人が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査の実施を担保する品質管理の状況を検討することを通じ，他の監査人の実施した監査の結果を利用できるか否か，利用する場合に他の監査人の監査への関与の内容，時期及び範囲の決定に役立てる意義がある。

問 2

本問の事項を評価することには，専門家が監査人の目的に照らして必要な能力及び客観性を備えているかどうかを検討することを通じ，専門家の業務を利用することが適切か否か，利用する場合に専門家の業務の適切性を評価する監査手続の種類，時期及び範囲の決定に役立てる意義がある。

第 1 問 答案用紙<2>

(監 査 論)

	受験番号シール貼付欄
2 2	

問 3

監査人は、監査人の目的に照らして専門家の業務の適切性を評価し、適切であると結論付けていない限り、専門家の業務から十分かつ適切な監査証拠を入手したことはないことから、本問の手続を行う。

問 4

監査人は、内部監査機能の目的は多岐にわたることから、内部監査機能の責任及び活動の内容が財務報告に関連しているか否か、また、内部監査機能の客観性に影響を及ぼす内部監査機能の位置付けを重視しなければならない。

問題 3

監査人は、他の監査人等を利用した場合においても、表明した意見には単独で責任を負い、その責任は軽減されない。そのため、利用した旨を記載しても、監査人の責任は軽減されない以上、当該記載は無意味である。加えて、当該記載は、他の監査人等と責任が分担され監査人の責任が軽減されている、又は監査範囲の制約に係る除外事項があるかのような利用者の誤解を招き、監査人の責任が不明瞭となる虞があり、有害でさえある。したがって、監査報告書には例外的な場合を除いて、利用した旨を記載しないことになっている。

第 2 問 答案用紙<1> (監 査 論)

	受験番号シール貼付欄
1 2	

問題 1

当期のA社に係る月次売上高は、毎月安定的に推移しており、各月末の売掛金は、翌月に全額が回収されている。また、平成29年3月末の売掛金残高合計に占めるA社の残高の金額的重要性は相対的に低い。さらに、販売プロセスに関する内部統制は有効に運用されていることから、重要な虚偽表示リスクは低く評価されたと考えられる。この場合、A社に係る期末売掛金残高について、期末日後に回収されていることが確かめられたとするならば、A社に対して確認状を送付する意義に乏しい。

これらの事情を背景として、監査人Xは、A社に係る期末売掛金残高の実在性について、他の監査証拠から十分かつ適切な監査証拠を入手できると判断したことから、A社が確認状の送付先とならなかったものと考えられる。

問題 2

B社について、平成28年4月から12月まで売上高及び売掛金は300百万円から330百万円の範囲で安定的に推移している。しかし平成29年1月以降は、当月の売上高を超える売掛金残高となり、3月では売上高が0百万円に対し、売掛金残高が780百万円となっている。これは売掛金の回収遅延の可能性が憂慮されるため、監査上、売掛金の評価の妥当性に特に留意すべきである。

そこで監査人は、期末日後の回収状況の検討やB社の財務諸表や資金繰りの状況、担保設定の状況等といったB社の返済能力を示す情報の入手、担当者に対する質問等により、B社に対する売掛金の回収可能性を検討し、回収可能性に応じた妥当な額の貸倒引当金が計上されているか否かを検討する対応をとるべきである。

第 2 問 答案用紙<2> (監査論)

	受験番号シール貼付欄
2 2	

問題 3

C社について、平成28年4月から平成29年2月まで売上高及び売掛金は210百万円から250百万円の範囲で安定的に推移している。しかし、平成29年3月は350百万円という比較的多額の売上が計上され、同額が同月末の売掛金残高となっている。これは需要の重要な季節変動がないという経営環境と矛盾し、また同社の業績予想の達成のための売上高の恣意的な前倒し計上の可能性が憂慮されるため、監査上、売上高の期間帰属の妥当性に特に留意すべきである。

そこで監査人は、C社に対する3月の売上高について、売上計上の基礎となる出荷や検収に係る資料の閲覧、C社に対する売掛金の残高確認、取引条件の変更の有無や期末日後の値引又は返品の有無の検討等を通じ、翌期に計上されるべき売上高が含まれていないかを検討する対応をとるべきである。

問題 4

D社は、甲社の創業者一族が100%出資して設立している関連当事者に当たり、不動産販売業を営んでいることから、電子部品の取引は通例でない。また、従来計上されていない1月以降のD社に対する売上高には、専門商社や大手家電メーカーと比較して格段の金額的重要性が認められ、業績予想の達成のために売上を仮装する不正が存在する可能性が懸念される。

そのため、Xは、D社との取引に特別な検討を必要とするリスクがあると判断し、そのリスクに対応する監査手続を監査計画に盛り込んだと考えられる。

具体的には、当期に関連する内部統制の運用評価手続を実施し、また、当該リスクが財務諸表に重要な虚偽表示をもたらしていないかを確認するために当該リスクに個別に対応する実証手続を実施することとしたと考えられる。

【解答への道】

I 合格ライン

例年通り、理論中心1問、実務中心1問の構成となっており、理論について答えづらい問題も含まれているが、それらを除けば内容の理解を重視して学習を進めてきた方であれば解答の方向性に迷わないであろう問題も少なくない。そのため、「しっかり書けた」と思える解答が3割程度あれば、あとは部分点で合格ラインに届くであろう。

<第1問>

問題 1

解答の要点としては、①監査人が他の監査人等を利用することがある理由、②その場合であっても、質的水準を満たした監査を行うことで、自らの意見表明責任を果たす必要があること、の2点に集約されると考えられる。模範解答は、本問の規定が監査基準の平成14年改訂時に設けられていることを念頭に、他の監査人等を利用することが必要となる背景や監査基準の意義を交えているが、上記2点が解答に反映されていれば及第点と言えるだろう。

問題 2

他の監査人等を利用する際に求められる手続の意義に対する理解が試されている。いずれも監査人として十分かつ適切な監査証拠を入手するために求められる対応であることを念頭に、問われている内容に着目して具体的に解答する（問題ごとに内容を書き分ける）ことがポイントとなる。

模範解答は、以下の監査実務指針を参考としているが、問題文からすれば解答には相当の幅が許容されると考えられ、これ以外の理解を示したとしても、内容に応じて柔軟に配点されるものと思われる。

問 1 監査基準委員会報告書 600 「グループ監査」 29項

問 2 監査基準委員会報告書 620 「専門家の業務の利用」 A 32項

問 3 監査基準委員会報告書 620 「専門家の業務の利用」 11項

問 4 監査基準委員会報告書 610 「内部監査の利用」 A 1項～A 4項

問題 3

他の監査人等の利用に関する典型論点であり、論文直前答練第1回でも同様のテーマについて問うている。解答上は、監査人の意見表明に係る責任のあり方を示した上で、他の監査人等を利用した旨の記載が無意味・有害であることを理由を示しつつ導けばよい。

<第2問>

問題 1

【状況】から、A社の期末売掛金残高の実在性に係る重要な虚偽表示リスクが低いと考えられること、及びA社への売掛金が期末日後に回収されていることが確かめられているであろうことの2点を示すことが解答の骨子となる。

問題 2

【状況】から、B社の売掛金が滞留していることを指摘することになる。債権の滞留により、その回収可能性が懸念されるため、特に留意すべき点は、売掛金の評価の妥当性という監査要点となり、監査人のとるべき対応としては、売掛金の評価の妥当性に適合する監査証拠を入手するための監査手続を示せばよい。

問題 3

【状況】から、C社に対する3月の売上が急増していることを指摘することになる。期末 日前の売上高の急増により、翌期に計上すべき売上高が当期に計上されていることが懸念されるため、特に留意すべき点は、売上高の期間帰属の妥当性という監査要点となり、監査人のとるべき対応としては、売上高の期間帰属の妥当性に適合する監査証拠を入手するための監査手続を示せばよい。

なお、特に留意すべき点について、売上高の期間帰属の他、売上高の実在性（架空計上の有無）について記述しても正答となるだろう。

問題 4

【状況】から、D社との取引に係る重要な虚偽表示リスクが突出していることに気付けたかと思われる。そのため、解答の骨子は、①【状況】から特別な検討を必要とするリスクがあると判断されること、②当該リスクへの対応を監査計画に反映することの2点となる。

これらのうち、①については、【状況】について、特別な検討を必要とするリスクであるかどうかを決定する際の考慮事項（監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」27項参照）に照らし、該当するものを関連付けていくことになる。

また、②については、特別な検討を必要とするリスクへの対応上の留意を示せばよい（同報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」14項、20項参照）。

なお、本問については、一定程度、解答の幅があるものと考えられ、内容として合理的であれば、相応の配点がなされるものと想定される。

Ⅱ 答練との対応関係

<第1問>

論文直前答練 第1回 第1問

<第2問>

論文基礎答練 第2回 第1問

論文式全国公開模試 第1回 第2問

論文式全国公開模試 第2回 第2問